

## 平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 平成26年11月27日（木）午前10時00分～午前11時20分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

### ■出席委員

田中 正 第二部会長（会長代理）、町田委員（第一部会長代理）、木村委員、黒田委員、田中 修三 委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、野部委員、羽染委員、平手委員、藤倉委員

### ■議事内容

#### 1 答申

##### （1）「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、土壌汚染及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

##### （2）「(仮称) 虎ノ門2-10計画建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境、景観及び史跡・文化財に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

##### （3）「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染及び景観に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

別紙

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書 案	・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業 (Y3)	平成 26 年 10 月 20 日
2 事 後 調 査 報 告 書	・東武伊勢崎線 (竹ノ塚駅付近) 連続立体交差事業 (工事の施行中その1) ・浜松町駅西口周辺開発計画 (工事の施行中その1)	平成 26 年 11 月 11 日 平成 26 年 11 月 11 日
3 変 更 届	・西品川一丁目地区再開発計画	平成 26 年 11 月 11 日
4 着 手 届 ( 事 後 調 査 計 画 書 )	・中央新幹線 品川・名古屋市間 (東京都)	平成 26 年 11 月 4 日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」

第 6 回 総 会

速 記 録

平成 26 年 11 月 27 日 (木)  
都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

(午前 10 時 00 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

事務局からご報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち 11 名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成 26 年度第 6 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくお願いいたします。

○田中（正）会長代理 皆様、おはようございます。

本日、小島会長がご欠席ということで、私が会長代理として進めさせていただきます。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

○田中（正）会長代理 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 6 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 3 件に係る審議を行った後、諮問 1 件及び受理報告を受けることといたします。

まず初めに、「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議いたしましたので、その結果について、町田第一部長代理から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○町田第一部長代理 町田です。今日は片谷部委員、第一部長ご欠席ですので、代わりに報告させていただきます。

それでは、資料の 1 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読をしてください。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。1 ページ、資料 1 でございます。

平成 26 年 11 月 27 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 片谷 教孝

「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。  
次のページでございます。

「光が丘清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 2 月 28 日に「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、環境基準を下回るとしているが、寄与率が最大で約 3 割となる上に、計画地近傍には学校、病院、住宅等が多数存在している。

このため、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両や清掃車両の走行に当たっては、規制速度の厳守はもとより、より一層の道路交通騒音の低減に努めること。
- 2 施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、敷地境界において評価の指標とした「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に定める規制基準

を下回るとしているが、計画地周辺は第一種住居地域及び第一種中高層居住専用地域であることから、最新の周辺状況を把握するとともに環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音の低減に努めること。

#### 【土壌汚染】

土壌汚染の現況調査については、土地利用の履歴における計画地の状況と土壌汚染状況調査において選択された対象項目との関連性、及び土壌試料の採取の状況が不明確であることから、その内容を具体的に明らかにすること。

併せて、計画地周辺の既存の地下水質測定結果を含めて、「土壌汚染の状況」をより分かりやすく説明すること。

#### 【景観】

計画地西側は、現在既存樹木により良好な景観を有しているが、事業の実施に伴い改変される可能性もあることから、これらの景観に配慮した緑地の形成について検討するとともに、その具体的な内容について分かりやすく記述すること。

以上でございます。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告をいたします。「光が丘清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案は、平成 26 年 2 月 28 日に当審議会に諮問されまして、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 3 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から 2 件の意見書の提出がございました。また、関係区長等である練馬区長、板橋区長及び近隣県市長である和光市長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの口述の申し出がなかったため、開催されておられません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

それでは次に、指摘の内容についてご説明をいたします。本事業は、練馬区光が丘 5 丁目に位置する約 2.3ha の敷地において、既存の光が丘清掃工場の建替えを行うものでございまして、対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明をいたします。最初に【大気汚染】の意見でござい

ます。建設機械の稼働に伴う大気汚染について、寄与率が最大で約 3 割となる上に、近傍には学校や病院等が多数存在しておりますことから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の低減に努めるよう求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】の意見でございます。計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準を超えている地点があることから、工事用車両等の走行に当たっては、より一層の騒音の低減に努めるよう求めるものなど、2 件でございます。

次に、【土壌汚染】の意見でございますが、土地利用の履歴と土壌汚染状況調査において選択された対象項目との関連性等が不明確であることから、その内容を具体的に明らかにすることなどを求めるものでございます。

最後に、【景観】の意見です。計画地西側は、現在、既存樹木により良好な景観を有しておりますが、事業の実施に伴い改変される可能性もあることから、これらの景観に配慮した緑地の形成において検討するよう求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○田中（正）会長代理 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 大気汚染のところなのですが、水銀の評価もしていただいているんですけども、水銀については今、新しい制度といいますか国際条約に合わせた規制を強化するというので、今、中環審で検討しています。まだ決まりませんが、来年度には排出基準等が決まってくる。これは環境濃度が、今の指針値でいいという話ではなくて、人が吸い込んで健康に影響があるということではなくて、海に行って、魚に蓄積して、人が食べるのは問題だ、ということですので、ずっと低くなるということで、どのぐらいの基準かというのは出てきません。Best way of technology を使って、できることをやりましょうということで、清掃工場についてもそういうふうな形で、来年度になると思いますが、基準が決まってきます。その点もちゃんと踏まえてやるということ、事業者のほうに伝えていただければ。現段階ではこのとおりなのかもしませんが、248 ページのところ「自己規制値」と書いてありますが、これで適切なかどうかというのが、また法律の規制と見合わせて、考えていただく必要があるかと、そういうふうに伝えていただければと思います。

○田中（正）会長代理 ありがとうございました。ただいまのご意見は、法改正が予定されてるということですので、そのようなことにつきまして、事務局から事業者のほうに伝えていただくということで、よろしく願いいたします。

ほかにご意見等ございますでしょうか。第二部会の委員の皆様、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに特にご発言ないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○田中(正)会長代理 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で、答申案のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○田中(正)会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 31 号

平成 26 年 11 月 27 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案について(答申)

平成 26 年 2 月 28 日付 25 環都環第 605 号(諮問第 417 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○田中(正)会長代理 ありがとうございます。ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、続きまして「(仮称)虎ノ門 2-10 計画建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議いたしましたので、その結果について、私のほうから報告させていただきます。お手元の資料 2 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を、事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 5 ページ、資料 2、こちらを読み上げます。



平成 26 年 11 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。  
別紙 6 ページになります。

「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

#### 第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 6 月 26 日に「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 9 ページのとおりです。

#### 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度の予測において、最大寄与濃度出現地点では、寄与率が約 4 割である上に環境基準も超えている。このため、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

#### 【騒音・振動、史跡・文化財共通】

国の登録有形文化財（建造物）である「大倉集古館陳列館」については、少しずつ移設しながら改修工事を行うとしている。しかし、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果では、当該施設の近くで建設機械の振動レベルが大きい機種が稼働する予測と

なっている。

工事に当たっては、工事計画を詳細に検討し、建物を毀損することのないよう十分配慮するとともに、その内容について記載し、事後調査において詳細に報告すること。

7 ページです。

#### 【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は勧告基準値を下回るとしているが、計画地南西側に近接して幼稚園があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音・振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても多くの地点で環境基準を超えている。このため、工事用車両の走行に当たっては、環境保全のための措置の徹底を図るとともに、周辺開発事業者と調整を図るなど、道路交通騒音のより一層の低減に努めること。

#### 【風環境】

- 1 風洞実験の予測結果では、風環境に変化が生じるものの、現況において「(仮称) 虎ノ門四丁目プロジェクト」(計画中) 付近を除きすべてランク 2 以下の風環境になるとしているが、計画地周辺で複数の再開発事業の計画があることから、これらについて周辺開発事業者と連携して、可能な限り今後の環境影響評価書等で明らかにし、必要に応じて風環境の予測・評価に反映させること。
- 2 環境保全のための措置の中で、計画建築物の形状等のさらなる検討や常緑樹を含む植栽配置を行うことにより、風の影響の低減に努めるとしているが、計画地内にはオープンスペースとする公園を設置し歩行者動線が整備され、災害時は地域集合場所とする計画としていることから、良好な風環境を確実に確保するよう努めること。

また、事後調査において環境保全のための措置を踏まえ、必要に応じて適切な対策を講じること。

8 ページです。

#### 【景観】

計画建築物の外壁面等の色彩や素材については、周辺の街並みとの調和に配慮し、建物外周部には並木の整備を行うことで圧迫感の軽減を図られるとしていることから、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること。

#### 【史跡・文化財】

- 1 国の登録有形文化財(建造物)である「大倉集古館陳列館」については、少しずつ移

設しながら改修工事を行うとしており、移設等が文化財保護法に該当する場合は必要な届出を行い、保存及び活用のための適切な措置を講じている。

このことから、工事の実施に当たって配慮する事項及び移設、改修後における保存・活用の詳細について記載すること。

2 計画地内で必要に応じて試掘・確認調査を実施するとしていることから、その調査結果については、手続きの進捗状況に応じて環境影響評価書等で詳細に記述すること。

9 ページが付表になります。

以上です。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。それでは、審議の経過についてご報告いたします。

「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」に係る環境影響評価書案は、平成 26 年 6 月 26 日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 2 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民からの意見の提出はありませんでしたが、関係地域区長である千代田区及び港区長からは意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見の提出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われているものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めるものでございます。

次に、指摘の内容についてご説明いたします。本事業は、港区虎ノ門二丁目に位置する約 2.6ha の敷地において、ホテル、オフィスの機能を有する複合施設を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。最初に【大気汚染】の意見です。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、寄与率が約 4 割である上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の低減に努めるよう求めるものでございます。

次に【騒音・振動、史跡・文化財共通】の意見です。「大倉集古館」の改修工事の实施に当たり、当該施設の近くで振動レベルの大きい建設機械が稼働することから、建物を毀損することのないよう十分配慮するように求めるものでございます。

次に【騒音】の意見です。計画地南西側に近接して幼稚園があることから、工事工程や建設機械の配置を検討するなど、建設作業における騒音・振動の低減に努めるよう求めるも

のなど、2件でございます。

次に【風環境】への意見です。計画地周辺で複数の再開発事業の計画があることから、周辺開発事業者と連携して、これらの計画について可能な限り今後の環境影響評価書等で明らかにするよう求めるものなど、2件でございます。

次に【景観】の意見です。周辺の街並みとの調和に配慮し、建物外周部には並木の整備を行うことで圧迫感の軽減が図られるとしていることから、圧迫感軽減の効果について分かりやすく説明するよう求めるものでございます。

最後に【史跡・文化財】への意見です。「大倉集古館」の改修工事の実施に当たり、配慮する事項及び移設、改修後における保存・活用について、詳細に記載するよう求めるものなど、2件でございます。

私からの報告は、以上でございます。

ただいまの報告に対しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 史跡・文化財の立場から一言、発言させていただきます。

今回、項目別審議に史跡・文化財が加わったのは、多分、「大倉集古館」が存在するから加わったんだろうと思います。

この評価書案を見ますと、計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない、というふうに書かれておまして、これは行政的にはこう書かざるを得ないということは、十分に分かるわけなんでございますけども、この前も言いましたけれども、この地は、親藩大名であります松平家ですね、川越藩の上屋敷であったわけで、本来、敷地いっぱいには大名屋敷のいろんな構造物がつくられておったことは間違いのないわけでございます。

ただ、先日、現地を拝見させていただいたところ、だいぶ建物の基礎の石が上に跳ね上げられておまして、いつかの段階で壊されていると。だいぶ壊されているということは間違いのないんですけども、敷地の一部で残っている可能性は十分ございますので、そのことを十分認識の上、工事をしていただきたいと思います。

この評価書案に書かれているように、埋蔵文化財包蔵じゃないという認識で取りかかれますと、予定以上に工期が延びてしまうということもありますんで、「あるんだ」という前提に立って、いろいろ考えられたほうがいいのかな、というふうに考えています。その点、よく含んでおいていただけたらありがたいな、というふうに考えております。

以上です。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。ただいま、当地の史跡・文化財に対するご説明をいただきました。事業者のほうには、事務局のほうから、ただいまご説明されたような内容を伝えていただきたい、というふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかにご意見等、ございますか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 今の案件の大気汚染の項目で、第二部会でちょっと議論させていただいたこ

となのですけれども、「二酸化窒素の大気中における濃度の予測において、最大寄与濃度出現地点では、寄与率が約 4 割である上に」と書いてあるんですけども、二酸化窒素の場合は反応が非線形なので、実は寄与率というのは明確に定義できないと。簡単に言うと、いろんところから汚染が出ているわけだけでも、それをどんどん足していくと、NO<sub>x</sub> の場合は足していけるんですけども、その NO<sub>x</sub> の濃度に比例しないで、少しずつ NO<sub>2</sub> が増えていくと。そうすると最初に足したことにすると、同じ発生量なのに NO<sub>2</sub> の寄与は大きくて、最後に足すと寄与が少し小さくなっちゃうんですね。線形じゃないからそうなるんですけども。

そうなったときに、そういう性質があるところで、「二酸化窒素」と明記した上で、なおかつ「寄与率が約 4 割」と書くのは、学術的に考えるとおかしいだろうと。ただ、分かりやすくするためには、そんなに面倒くさいことをしないで、普通に記述してもいいんじゃないかと、そういうことも考えられると思うんですけども、その辺のことについて、もし記述にそういう考え方を盛り込むのであれば、第一部会ともよく協議して、そういう方針を変えるのかどうか、書き方を少し工夫するかどうかということ、検討しないといけないんじゃないかという、そういう意見を言わせてもらいました。

今日は片谷部会長がいらっしゃらないので、その辺の議論はできないかもしれないんですけども、今後また総会で、そういう話題を取り上げる可能性があるということについて、ちょっと留意しておいていただければと思います。

○田中（正）会長代理 事務局のほう、ただいまの取り扱いにつきまして。

○佐藤アセスメント担当課長 前に木村委員にご指摘いただいたとおり、二酸化窒素については明確な数値は言えないだろうということで、今まで「45%」とかそういう形で、数値で表していたのですが、その辺のところをぼかすという意味じゃないんですけども、「約 4 割」とか、そういう表現にしようということで、一応、今回のこの虎ノ門、それと、先ほどの資料 1 の光が丘等でも、「約 3 割」ということで、ちょっと曖昧な表記に変えているということで調整させていただいたんですが、やはり「二酸化窒素」という単語があると、「4 割」という単語自体は、あまり良くないという感じでしょうか。

○木村委員 ちょっとあからさまのようにも思うんですけども、ただ、その辺、第一部会のご意見もした上で決めたらどうかと。当面、どう記述するかを決めたらどうかというふうに思うんですけど。

○佐藤アセスメント担当課長 一応、その辺、片谷先生のご意見も聞きまして、「4 割」という形に。

○木村委員 そうなんですか。「約」という記述で逃げると。

○佐藤アセスメント担当課長 逃げようかなと。

○木村委員 了解しました。

○田中（正）会長代理 答申案文の表現としましては、これでいくということと、もう一つは、二酸化窒素の濃度が、非線形な要素があるということで、この点につきましては、

事後報告等において、その後の測定値等に基づいて判断される、ということになると思いますので、その辺も含めて事業者のほうに、この点については、事務局のほうから伝えておいていただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

ほかにご意見等ございませつか。第一部会の委員の皆様から、何かご発言等ございませんでしょうか。

ほかにてにご発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思ひますが、よろしいでしようか。

(「異議なし」の声)

○田中(正)会長代理 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申案のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○田中(正)会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 34 号

平成 26 年 11 月 27 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)虎ノ門 2・10 計画建設事業」環境影響評価案について(答申)

平成 26 年 6 月 26 日付 26 環都環第 151 号(諮問第 420 号)で諮問があつたこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○田中(正)会長代理 ありがとうございます。

ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、引き続きまして「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして、町田第一部長代理から報告を受けることとします。よろしく願いいたします。

○町田第一部長代理 承知しました。

それでは、お手元の資料 3 をご覧いただきたいと思ひます。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を、事務局から朗読してください。お願いいたします

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 10 ページ、資料 3、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 26 年 11 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

#### 「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。別紙 11 ページになります。

#### 「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

##### 第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 9 月 24 日に「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 13 ページのとおりです。

##### 第 2 審議結果

###### 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、学校、保育所、病院等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工所用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行などによる大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、建設機械及び車両の台数並びに環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

#### 【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

#### 【悪臭】

- 1 悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とすることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。
- 2 本事業は、既存施設を建て替えることから、現況と比較し評価する必要があるため、敷地境界の4地点のみならず、気体排出口（煙突）の臭気排出強度についても、調査対象として検討すること。

12 ページです。

#### 【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

#### 【土壌汚染】

- 1 計画地内の緩衝緑地北東部地下には、過去に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在することから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載するとともに、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにすること。
- 2 現地調査として、計画地内の地下水2地点を選定しているが、その選定根拠が不明であることから、これを記述すること。

また、「東京都土壌汚染対策指針」及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に準拠し測定するとしているが、調査対象物質が不明確であることから、これを明記するとともに、その選定根拠を明らかにすること。

#### 【自然との触れ合い活動の場】

緑化計画において、建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側にある緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置するとしており、この緑が「自然との触れ合い活動の場」としても考えられることから、予測・評価の実施を含めて検討すること。

### 第3 その他



環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

13 ページが付表になります。

以上です。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告をいたします。

本調査計画書は、平成 26 年 9 月 24 日に当審議会に諮問されまして、第一部に付託されました。

本事業は、目黒区三田二丁目に位置する約 2.9ha の敷地において、目黒清掃工場を建て替えるものであり、対象事業の種類は、「廃棄物処理施設の設置」でございます。

次に、答申案の内容について、ご説明をいたします。

初めに【大気汚染、騒音・振動共通】の意見でございます。計画地周辺には、学校、保育所、病院等があり、建設機械や工事用車両、ごみ収集車などによる大気汚染、騒音・振動の影響が懸念されることから、施工方法、環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載するよう求めるものでございます。

次に【大気汚染】の意見でございます。高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法について記載するとともに、風洞実験において計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施するよう求めるものでございます。

次に【悪臭】の意見です。悪臭の予測に当たっては、類似事例等を参照する方法とされていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価するよう求めるものなど、2 件でございます。

次に【騒音・振動】の意見です。工事中における予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としておりますけれども、本事業は、既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価するよう求めるものでございます。

次に【土壌汚染】の意見です。計画地内の北東部地下には、汚染土壌の封じ込め槽が存在することから、その位置及び近辺の地下水のモニタリング結果を記載するとともに、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにすることを求めるものなど、2 件でございます。

最後に【自然との触れ合い活動の場】の意見です。建替え後の緑化計画において、既存施設と同様に計画地内北東側にある緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置するとしており、この緑が自然との触れ合い活動の場としても考えられることから、予測・評価の実施を含め

て検討するよう求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から 6 件の意見書の提出がありました。また、周知地域区長である港区、品川、目黒及び渋谷区長からも意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議をいたしました結果、ここに指摘する事項に留意して、評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○田中（正）会長代理 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、他の委員から、何かご意見等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中（修）委員 土壌汚染について、若干補足させていただきますと、土壌汚染の 1 なんです。この計画地内に、過去に発生した汚染土壌の封じ込め槽が埋められているということで、その地下水のモニタリング結果を記載することを求めているわけですが、その結果によっては、予測・評価もしなければならぬということも考えられます。このことについては、この意見書の文言としては入れてないんですが、事務局のほうから指導をさせていただくということになっておりまして、これは調査計画の段階ですので、第 3 の「その他」のところに「事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる場合には、評価書案において対応すること」と一括して書いてありますので、これを受けて、しっかりと指導させていただく、ということになっております。

○田中（正）会長代理 ありがとうございました。ただいま、土壌汚染の 1 番等につきまして、補足説明ということをいただきました。事務局のほうから事業者に対しまして、ただいまの説明の内容等を伝えておいていただきたい、というふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかにもございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 先ほどの光が丘清掃工場と同じように、大気汚染については水銀の項目が必要だろうということで、水銀を測定することになってるんですが、72 ページ、73 ページのところ、これ、既存試料の結果のまとめだと思うんですが、これでは水銀が入ってないですね。「ベンゼン等」のところが多分入ってくるのかなと思うんですけども、そこら辺は併せてやっていただく必要があるだろうと。これは事業者のほうに伝えていただければ、というふうに思います。

さっきと同じように、評価というのは環境濃度では評価はできないんですけども、そこら辺を配慮するというようなことを、書いていただく必要があるのかなというふうに思います。

それからもう一つは、この目黒清掃工場は封じ込め槽があるように、もとの試験場由来の土壌汚染があることで有名な、土壌汚染の世界では非常に有名なところでもあります。そういう意味では、一応、調査をやって対策をやっているんですけども、当時の調査という

のはある程度範囲が広いといいますか間隔が広いので、そのときにオーケーであったとしても、必ず、全部大丈夫かというのは非常に心配になるところであります。

光が丘清掃工場のところには、ちゃんと「受入基準に従って処理をするよ」ということが書いてありますので、いいのですけども、ここについてもその辺の記載をしっかりと、建設発生土のほうについて書いていただく必要があるだろうと。

これを持っていっただけで、汚染を起こすことになる、ここが汚染原因者になりますので、そこら辺は留意をしていただく必要があるかというふうに思いますので。多分、そこら辺は理解しておられると思いますけど、念のために伝えておいていただければと思います。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。大気汚染の中の水銀関係の測定についての追加、それから、汚染土壌に対する対応と。これも事務局のほうから事業者のほうに、その辺の内容を伝えておいていただきたいということです。よろしく願いいたします。

ほかにご意見等。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 すいません。ちょっと事業計画に関連した確認なんですけれども、19 ページで余熱利用なんですけど、19 ページのところ(3)として「エネルギー計画」がありまして、「焼却廃熱を回収して発生した蒸気は～発電等に利用する」という記載のみがありまして、181 ページ、温室効果ガスの予測・評価の方法の「予測方法」の欄を見ますと、181 ページなんですけれども、「ごみ発電、余熱の場内利用及び場外への供給等のエネルギー量から」というふうに書いてあるんですけど、場外への何らかの供給というのは、予定されているんでしょうか。ちょっと、この計画書の中で分からなかったもので、教えていただきたいんですけど。

○佐藤アセスメント担当課長 現状では、隣に区民のプール等がありまして供給しているのですが、この後どうなるか、ちょっと再度確認させていただきます。その内容によっては、温室効果ガスの評価のほうですか、こちらをちょっと書き換える形になるかもしれません。

○田中（正）会長代理 よろしいですか。

○藤倉委員 はい。そうしましたら、環境影響評価書案のときに、施設計画とかエネルギー計画のところを、もう少し分かりやすく、正確に書いていただければと思います。

○田中（正）会長代理 それでは、そのように伝えていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

ます。

事務局で答申書のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○田中(正)会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 32 号

平成 26 年 11 月 27 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成 26 年 9 月 24 日付 26 環都環第 338 号(諮問第 431 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○田中(正)会長代理 ありがとうございました。

ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは続きまして、本日の議事の 2 番目の諮問に入りたいと思います。諮問案件につきまして、事務局から提案してください。

○三浦環境都市づくり課長 お手元の資料 4 をご覧ください。朗読いたします。

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 26 年 11 月 27 日

東京都知事 舛添要一

記

諮問第 432 号「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）」環境影響評価書案でございます。

よろしくお願ひいたします。

○田中（正）会長代理 ただいまの案件につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、「東京港国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）」の事業概要について、ご説明いたします。評価書案ですが、お手元にあります、ちょっと一番下になっているかもしれません。この緑の冊子になります。こちらの評価書案の 1 ページをご覧ください。

事業者の名称ですが、国土交通省関東地方整備局、東京都及び東京港埠頭株式会社の三者になります。

対象事業の種類ですけれども、ふ頭の新設になります。

対象事業の内容の概要になりますが、東京都の臨海部に位置します中央防波堤外側埋立地（その 1）、こちらの既設護岸、こちらの法線に垂直方向 500m、水平方向 400～570m にわたりまして大水深コンテナふ頭（水深約 16m）、こちらを建設します。あわせて臨港交通施設（道路）を整備するというものでございます。

10 ページをご覧ください。10 ページが対象事業の位置になりますが、右側の図面、こちらのほうの網線で囲まれた部分、こちらが対象事業区域で、中央防波堤外側地区の埋立地（その 1）の西側の一番南側の部分になってございます。11 ページの写真、こちらをご覧ください。上の写真が、南方向からの撮影したものです。下が、真上から撮影したものになりますが、黄色の線で囲まれた地区が対象事業区域となります。左側の護岸から左方向に海の方にはみ出してる部分がありますけれども、この部分が海側へ 50m 前出しする部分になります。

対象事業の内容ですけれども、13 ページの図 6.2-4、こちらをご覧ください。図の中で網

掛けした部分、こちらが対象事業となります。対象事業の内容ですが、①岸壁の工事、こちらが延長 400m で海側へ前出し 50m と。深さが 16m になります。②ヤード。こちら、延長、岸壁側が 400m、内側が 570m、面積が 23.2ha になります。③臨港交通施設。こちら、道路になりますけれども、延長が 570m、幅が 60m となります。この 3 つが、この Y3 の事業になります。関連事業としまして、④～⑦、本事業の北西側になりますけれども、こちらが東京海上コンテナターミナル整備事業（Y2）になりまして、条例アセスの対象事業になってございます。こちらも深さ 16m の大水深ふ頭になってございます。また、⑧～⑩、こちらの事業ですが、こちらは水深 11m の中規模コンテナ事業になってございます。

15 ページをご覧ください。図 6.2-7、こちらが完成予想図になってございます。ガントリークレーンの色になりますが、こちら、東京港景観ガイドラインのガントリークレーンの景観誘導指針、こちらに基づきまして、「東京港ブルー」という色になってございます。

対象事業の施行工程ですけれども、16 ページ、表 6.3-1、こちらをご覧ください。着工が平成 27 年度、竣工が平成 30 年度を予定してございます。ヤード工事等で発生しました余剰土砂についてですけれども、これは現場内での再利用、それと受入先の受入基準に適合したことを確認しまして、他の事業等で有効活用を図る計画でございます。また、岸壁工事、浚渫工事に伴って発生します床堀・浚渫土、こちらにつきましては、工事の前に底質調査を実施しまして、受入先の受入基準、それと海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律、これによる判定基準を遵守した上で、埋め戻し等に使う予定でございます。

続きまして 34 ページ「供用の計画」、こちらをご覧ください。こちらのふ頭の取扱貨物量、それと利用船舶の規模についてですけれども、表 6.3-3 に量を想定してございます。対象事業ですけれども、取扱貨物量ですが、約 300,000TEU/年ということで、20 フィートコンテナ、これを約 30 万個取り扱う予定でございます。また、対象事業の供用後に、利用車両等が走行するルートですけれども、一つが城南島方面から東京港臨海道路を利用する経路、こちらが海底トンネルを通る経路になります。それと、若洲方向から東京港臨海道路を利用する経路、こちらが東京ゲートブリッジを利用する経路、それと有明方面から第二航路海底トンネルを利用する経路、この 3 つが主なルートとなっております。

続きまして 46 ページ、表 7.1-1「環境影響要因と環境影響評価の項目との関連」について。こちらをご覧ください。環境影響評価項目としまして、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観、廃棄物、こちらの 6 項目を選定してございます。大気汚染につきましては工事の施行中につきまして、建設機械等の影響ということで、岸壁工事、ヤード工事、道路工事、浚渫工事。工事の完了後としまして、ふ頭の供用ということで、調査対象としてございます。

騒音・振動につきましては、工事用車両の走行に伴う道路騒音ということで、工事の施行中に岸壁工事、ヤード工事、道路工事等を想定してございます。また、ふ頭を利用する車両の利用ということで、工事の完了後にふ頭の供用を予定してございます。

水質汚濁につきまして、岸壁工事及び浚渫工事に伴う SS の濃度ということで、工事の施

行中の岸壁工事、それと浚渫工事。それと工事の完了後につきましては、ふ頭の変化、これに基づくものを予定してございます。

また、生物・生態系、こちらについては、工事に伴います鳥への影響、工事の完了後につきましては、ふ頭の変化に伴う鳥への影響、こちらを評価いたします。

景観についてですが、景観につきましては、工事の完了後、ふ頭の変化に伴います景観の変化、こちらを対象としてございます。

最後、廃棄物ですが、こちら、工事に伴います建設廃棄物、それと建設発生土の状況、こちらを予測・評価の対象としてございます。

Y3の事業概要については、以上になります。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。

ただいまの案件、先ほどもご説明しましたが、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、よろしく審議のほどをお願いいたします。

それでは、続きまして本日の議事の3番目。受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○三浦環境都市づくり課長 受理関係についてご報告いたします。資料5をご覧ください。環境影響評価書案1件、事後調査報告書2件、変更届1件、着手届1件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当からご説明させていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 それではまず、事後調査報告書からご説明させていただきます。16ページをご覧ください。

「東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業」でございます。答申日は平成22年9月30日、受理日は平成26年11月11日、事業の種類は鉄道の改良でございます。

本日のお手元にお配りしているホチキス留めの資料の3ページをご覧ください。すけれども、そちらに事業区間の平面及び縦断図ということで描かれてございまして、こちらにつきましては、竹ノ塚駅の、右側が北になりますけれども、北から南側にかけて、こちらは踏切で過去に死亡事故があったということで立体化をするということで、記載のとおり、2か所の踏切を解消するといった計画の事業になってございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、事業区間は足立区栗原四丁目～東伊興三丁目、事業延長は約1.7km、構造形式は高架橋、擁壁、地平、対象駅は竹ノ塚駅で、工事予定期間は、約9年となっております。今回の報告は、工事の施行中のその1となっております。

調査項目・事項につきましては、騒音・振動、電波障害、史跡・文化財、廃棄物、その他、土壌汚染もございます。

それでは、順にご説明させていただきます。調査結果の内容。「1 騒音・振動」でございますけれども、建設作業騒音の調査結果は55dB～76dBであり、予測結果である73dB～84dB及び条例に定める勧告基準の80dB以下を下回ってございます。振動につきましても

同様に、33dB～54dBであり、予測結果及び勧告基準を下回っております。

それから電波障害につきましては、平成25年に東京スカイツリーからの送信となったため、現地調査を含めた予測・評価を、今回行っております。現地調査の結果、受信状況は良好ということと、あとは遮へい障害の範囲につきましては、本日の資料の49ページにA3の資料で付いておりますけれども、本当に西側にわずかに見られる程度ということで、もし仮に電波障害が発生した場合にも、適切にケーブルテレビ等の活用をして対応するというので、特段問題ないという結論に至っております。

それから「3 史跡・文化財」ですけれども、こちらにつきましては、埋蔵文化財である白旗塚古墳群周辺において、舗装工事を行ったということで、本日の資料で言うと53ページに図がございますけれども、今回の事業区域の一番北側の地点になりますけれども、今回の舗装工事というのが、都道と工事の施行現場の乗り入れ部の表土を20cm剥いで舗装する、という工事になっておまして、足立区の教育委員会等と協議した結果、埋蔵文化財への影響はないだろうということで、試掘等の必要がないことを確認しております。

それから「廃棄物」でございます。こちらは、まだ「工事の施行中その1」ということで途中経過でございますけれども、建設発生土・建設泥土につきましては、予測結果に対しまして、今回は総重量547m<sup>3</sup>、1,402m<sup>3</sup>が発生して、すべて再利用・再資源化をした、ということでございます。建設廃棄物につきましても記載のとおり、予測結果に対しまして、今回の報告で合計5,677tということで、出ておりますけれども、ほとんど再資源化等してございまして、一部、混合廃棄物、その他におきまして、再資源化できない部分もございすけれども、かなり高い率でリサイクルをしているということでございます。

最後の「苦情の有無」でございますけれども、建設作業騒音に関する苦情は8件、建設作業振動に関する苦情は1件あったということで、これにつきましては、作業を中断して工事内容を説明するとともに、該当する場所に防音パネルを設置するなど、丁寧に作業方法に工夫を加えた結果、ご理解をいただいているということでございます。

東武伊勢崎線は、以上でございます。

続きまして17ページ、「浜松町駅西口周辺開発計画」でございます。こちらは答申日が平成25年5月17日、受理日は平成26年11月11日、事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

こちらにつきましては、本日のホチキス留めの資料の3ページのほうに位置図ございまして、浜松町駅の西口に世界貿易センタービルを含む地区ですけれども、A街区のほうの世界貿易センタービルがある街区で、その西側にB街区ということで、この2つの街区におきまして高層建築物の新築を行う、といったものでございます。

それでは、本日の資料17ページにお戻りいただきまして、場所は港区浜松町二丁目、敷地面積は約28,800 m<sup>2</sup>、延床面積は約390,000 m<sup>2</sup>、高さは約200m、主要用途としては、バスターミナル、事務所、店舗、駐車場、駅舎等、駐車台数は約972台、工事期間は平成25年度～平成36年度となっております。こちらにつきましても、今回は「工事の施行中そ



の1」の報告でございます。

調査項目・事項につきましては、「騒音・振動」「環境保全のための措置（電波障害）」「その他（土壌汚染）」でございます。

まず「騒音・振動」でございますけれども、建設作業騒音レベルの事後調査結果は71dB～72dBであり、予測結果での78dB及び勧告基準の85dBを下回っております。下回った理由としましては、先ほどの3ページの図にもございますけれども、近隣に保育施設があるということで、そちらへの影響を低減するために、もともとジャイアントブレーカーを使う予定だったのを使わないことにして、油圧破碎機のみを工法にしたことが理由だと考えられるとしてございます。

建設作業振動レベルにつきましても、結果が54dB～56dBと、予測結果及び勧告基準を下回っております。こちらにつきましても、ジャイアントブレーカーを使わないというのも一つ理由ですけれども、もう一つは、もともと単一地盤面を伝搬していくという想定で予測をしていたのが、実際には伝搬の経路が舗装されていたりですとか、調査地点が舗装されているということで、単一地盤内を伝わるより減衰が大きくなった、と考えてございます。

それから、続きまして「環境保全のための措置（電波障害）」でございます。平成25年に東京スカイツリーからの送信となったため、こちらについても現地調査を含めた予測・評価を行っております。こちらにつきましては、遮へい障害の範囲は南西方向に最大幅約230m、最大距離約970mの範囲に生じると予測されておりますが、相談窓口を設置して適切な電波障害対策を講じるとしてございます。

「その他（土壌汚染）」につきまして、こちらにつきましては、A街区の南側にA-3工区という工区がありまして、その一部につきまして、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく土壌汚染調査を行い、汚染土壌が確認されたことから、そのうちの一部の箇所について対策（掘削除去）を実施してございます。今後、残りの箇所についても対策を実施するとともに、その他のA-3工区以外の工区につきましても、調査・対策を進めていく予定でございます。

それからB街区につきましても、環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査を行い、鉛、砒素による汚染土壌が確認されたことから、この調査結果をもとに、土壌汚染対策法4条に基づく届出及び14条に基づく汚染区域指定の申請を行っております。今後、土壌汚染対策法に基づく届出を行った上で対策工事を行う予定となっております。

こちらにつきましては、本日のホチキス留めの資料の60ページのほうに、汚染土壌の分布範囲及び深度ということでございまして、この60ページの図の赤の点線部分が、今回、調査対象とした部分、貿易センタービルはまだ壊しておりませんので、今の段階で調査した部分ということで、B街区のほぼ全域とA-3工区の南側ですね。こちらで土壌汚染が確認されて、A-3工区の黄色で囲まれた部分につきましては、すでに対策をとっております、指定解除済みとなっております。

それから、先ほどちょっと失念して、東武伊勢崎線のホチキス留めの資料の最後のほうに、土壤汚染の、こちらに記載がございますので、こちらについてもご説明させていただきたいんですけども、東武伊勢崎線のホチキス留めの資料の 76 ページでございます。こちらにつきましては、事前に地歴等の調査を行った結果、事業所である歯科医院が確認されて、ふっ素と砒素と水銀を使用していたということで、概況調査と詳細調査を実施してございます。76 ページの下の図の赤丸の 2 地点、排水経路が 2 経路あったということで、2 地点で概況調査を行いまして、その結果が右側 77 ページの下の 2 つの表になります。まず、上が溶出量の試験ということで、黄色の網掛けの No.1 の部分ですね。砒素及びその化合物で溶出量基準の 0.01mg/L に対して若干、0.012mg/L ということで、基準を超過したということでございます。その下の含有量のほうは、基準値を満足してございます。

おめくりいただきまして 78 ページで、対象地点の深度方向の詳細調査を行った結果、深度方向につきましても汚染が確認されてございます。併せて地下水につきましても、地下水基準の 0.01mg/L に対して 0.012mg/L ということで若干超えておりますけれども、周辺地域には飲用井戸は存在していないとしてございます。

最後に一番下「3 手続きの状況」でございますけれども、26 年 3 月に概況調査を行って、それから法に基づく申請を行って、26 年 4 月に形質変更時要届出区域に指定されております。その後、平成 26 年 7 月に詳細調査と土壤汚染対策法第 12 条に基づく形質の変更届出書を提出し、今後、汚染土壌を区域外に搬出する際には、土対法に基づく汚染土壌の区域外搬出届出書を提出し、汚染土壌が環境に影響を与えることのないよう工事を行うとしてございます。

それでは最後になりますけれども、本日の資料の 18 ページですね、ご覧ください。「西品川一丁目地区再開発計画」でございます。こちらは、ちょっと図のほうはないんですけども、大崎駅のやや南側の、品川区役所の北側の部分にある土地を再開発するという計画でございます。

答申日は平成 24 年 10 月 31 日、受理日は平成 26 年 11 月 17 日、事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

規模につきましては、品川区西品川一丁目に、敷地面積が約 30,000m<sup>2</sup>、延床面積が約 220,000m<sup>2</sup>、最高高さは約 114m。主要用途は、業務、住宅、工場、駐車場等。住宅戸数は約 400 戸、駐車場台数は約 690 台。事業予定期間は、平成 25 年度～平成 29 年度で、供用時期は、平成 29 年度を予定してございます。

今回の変更理由ですけれども、当初、計画敷地内にある既存建物を一度にすべて解体するという予定だったんですけども、西側の戸建て住宅及び南側の住宅につきましては、権利変換の手続きが若干遅れまして、解体ができなかったということで、解体工事期間が延びております。それに伴って事業予定期間を延伸するという事です。ただ、解体期間が延びるというだけで、その後の工事につきましては、期間の変更はありませんし、施工内容にも変更はないということでございます。

「2 変更内容」でございますけれども、事業予定期間につきましては、変更前、年度は変わりません。平成 25 年度～平成 29 年度の約 42 ヶ月が、解体工事の遅延に伴って約 47 ヶ月に変更するというものでございます。

「環境影響評価項目の再評価（見直し）結果」でございますけれども、「解体工事期間の変更であり、施工内容、事業計画等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない」ということでございます。

説明は以上でございます。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。

ただいま、受理報告関係のご説明をいただきましたが、事後調査報告書、変更届等につきまして、何かご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

どうぞ。

○羽染委員 事後調査の東武伊勢崎線の資料 16 ページの点なのですが、いつも事後調査報告を受けて、疑問に思うんですけども、一番下の苦情が、なぜこんなにいっぱい出てくるんだろうかというところを、いつも疑問に思うんですね。

それで、まず 1 点お尋ねしたいのは、これは鉄道の工事ですので、多分、夜中の工事もあるんだろうというふうに推察するのですが、苦情に対して、作業を中断して工事内容を説明し、防音パネルを設置するというのは、これは当たり前のことであって、特に夜間の工事をする場合等は、地元住民に理解を得るために丁寧な説明と防音パネルなんていうのは当たり前に必要ではないかと思うんですが、なぜこういう、苦情が出てから対策をするのかというのが理解できない、ということが 1 点と、それから 1 番の「騒音・振動」の事後調査の予測結果が出ているのですが、下回ったと。予測結果と勧告基準を下回った、という結果になっているのですが、これは当然、この対策を打ってからの結果、というふうに理解していいのかという 2 点を、ちょっと教えていただきたいんですが。

○田中（正）会長代理 それでは、事務局からのお答えをお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 苦情につきましては、確かに先生ご指摘のとおり、当然やるべきところもあると思いますけれども、事業者のほうでは、当初の予測結果を踏まえまして、仮囲いするとか、必要なところに防音パネルを設置するということで、基本的にやるべきことをやった上で、人によって感じ方も違うところもありまして、確かに鉄道なので夜間にしかできない部分もあるということもあって、例えば土曜日に作業していただきたくないといった苦情もあったようなんですけれども、それにつきましては、土曜日にはやらなければいけない作業はありますけれども、極力、騒音の大きい作業は平日に回して、土曜日はやめるとか、ある程度、万全な対策をしても、それを不快に思う方というのは出てきますので、そういった苦情に対応して、発電機に防音シートをかけるとか、そういった対症療法的なところは一部出てくるのはやむを得ないかなとも思いますけれども、いずれにしても先生がおっしゃるとおり、事前にそういうのも予測して、対策をとるべきところは事前にとっておくべきだと思いますので、その点はしっかり伝えてまいりたいと思

います。

もう一点、予測結果ですけれども、こちらにつきましては、予測につきましては、最大のもを予測するというので、一番、敷地境界に近づいて、最大考えられる重機が稼働した場合の値ということで、実際に事後調査で測った場合には、多少、敷地境界から離れていたりして、あとは今回のこの東武伊勢崎線で言うと、大きな重機を使う予定だったのを、小さいコアドリルとか、ハンマードリルを使うなど、なるべく騒音を抑えるような対策もとったということで、下回っているということでございます。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。

羽染委員、よろしいでしょうか。

○羽染委員 はい。だいたい様子は分かりました。こういうふうな書き方をされると、せっかくやったアセスの対策とか、そういうのが事業者伝わってないんじゃないか、というような印象を受けますので、気持ちとしては、できるだけアセスをせっかくやったんだから、工事する場合はそれを事業者にしっかりと伝えて、事後調査で苦情が少ないような、アセスの成果を生かしてほしい、というのが願いです。

○田中（正）会長代理 私もそのように思いますので、事業者のほうによく伝えておいていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 同じ東武伊勢崎線のほうなのですが、廃棄物の利用を100%ぐらい、90%以上やっただけなのではないかと、ただ、これを見ますと、再資源化率100%ということだけなので、具体的にもう少し、どういうところに使ったのかということも、そんなに細かくはなくてもいいのですけれども、具体的な方法等も記入しておいていただければいいと思います。

今後、ほかのところもそうなのではないかと、ほかの事後調査もそういうような形にしたいと思っています。

それと同時に、当初、予測していた方法と若干違うとか、そういうようなことも併せて、事後のところでもやっていただくと、多分、今後こういう類似の工事を行ったときの、再資源化の参考にしていただけるのかなというふうに思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 詳細につきましては、今回、ホチキス留めの資料の61ページのほうに、どういったところに出したというのが記載はあるんですけども、先生のご指摘としては、こちらの資料の16ページのほうにもしっかりと書いたほうが良いというご指摘ということでしょうか。

○谷川委員 分かりました。了解しました。

○田中（正）会長代理 ほかにございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 浜松町の事例なのですが、多分、この地域の土壌汚染の状況を見ると、汚染がある地域、それから過去の履歴から考えて、十分考えられる、納得できる結果だろうと思うんですけども、今回、土壌汚染対策法の調査でやって、汚染が基準以下だった。これは、鉛なんかは表層でやりますから、表層で基準以下であっても、その下というのは、分からないんですね。そういう意味では、土壌汚染対策法とは別に、土壌汚染対策法は汚染があるところで対応していただければいいのだけど、アセスという観点からいくと、表層に汚染がないところも含めて、建設発生土の品質管理というのを、しっかりしていただくように、業者のほうへ伝えていただければと思います。

○田中（正）会長代理 その点に関しましては、事業者のほうに伝えていただくということで、よろしく願いいたします。

ほかにご意見等、ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○田中（正）会長代理 それでは、ほかには特にはないようですので、受理関係についてはこれで終わりにいたします。

そのほか、全体としまして、何かご意見等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○田中（正）会長代理 特にはないようですので、これをもちまして本日の審議を終わります。どうもありがとうございました。

傍聴人は退場してください。

（傍聴人退場）

（午前 11 時 20 分閉会）